

がん対策の推進に関する
日本臨床細胞学会からの要望
— 細胞診業務の重要性について —

特定非営利活動法人 日本臨床細胞学会

理事長 加藤 治文

要望点

1. がん対策基本法の基本方針策定やその施行において、細胞診の意義や重要性について十分ご考慮いただくこと。
2. 「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」において、細胞診に関する事項を明記していただくこと。

要望理由

1. がん対策事業における細胞診の重要性

昭和37(1962)年に発足した日本臨床細胞学会は、以来40数年に亘り、細胞診業務を通じ、「がん検診を中心とした予防医学」および「医療」の両面において、がん対策に貢献してきた。

1) がん検診における重要性

細胞診は、がん検診のなかでも最も歴史の深い子宮頸部がんを筆頭に、子宮体がん、肺がんの分野で重要な役割を担ってきた。「がんの予防及び早期発見の推進」における細胞診の果たす重要性は今後も益々高まっていくものと思われる。

2) がんの診断・治療における重要性

・細胞診は、病理検査とは一線を画する独自の診断学として発展してきた。実際、がんの確定診断上、組織学的検査が不可能な場合においても、内視鏡的技術および針穿刺技術による細胞診検査が極めて有用な場合が多くみられる。

・組織学的検査に比べて侵襲の少ない細胞診は、繰り返し検査が容易であり、がん治療効果の判定にも極めて有用なツールである。

・最近では、分子生物学(例えば、子宮頸癌におけるヒトパピローマウィルスDNA検査)や新手法(例えば、液状細胞診システム)の導入などの新たな展開もみせ、重要性が一段と高まっている。

2. がん診療連携拠点病院における細胞診の重要性

以上のことから、がん診療連携拠点病院の整備充実を考える際に、細胞診部門を充実させていくことは、地域住民のがん発見・診断・治療上、極めて重要なことと思われる。

しかしながら、現在、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院に指定されている179病院において、本学会による細胞診施設認定を受けた病院は70% (126/179)ほどにすぎない。細胞診の重要性が、がん診療連携拠点病院指定の際、十分には考慮されていないのではないかと懸念される。

そこで、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」において、次に掲げる項目の実現を要望したい。

Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

(1) 各医療機関が専門とする分野において、集学的治療<中略>及び各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行うこと。また、クリティカルパスの整備が望ましい。

(注) 各医療機関が専門とする分野とは、例えば、肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん、膵がん、子宮がん、前立腺がん、頭頸部がん、食道がん、膀胱がん、腎がん、小児がん、造血器腫瘍その他、放射線診断・治療、病理診断、細胞診断、外来抗がん剤治療及び緩和医療等をいう。

1 診療体制

(1) 診療機能

(5) 地域の医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の体制

ア <略>

イ 地域がん診療連携拠点病院内外の医師が相互に症例相談・診断依頼等(病理診断、細胞診断、画像診断、抗がん剤や手術適応等に関する相談を含む)を行う連携体制を整備すること。

1. 診療体制

(2) 診療従事者

(1) 専門的ながん医療に携わる医師の配置

ア <略>

イ 病理診断医が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

ウ 細胞診断医(細胞診専門医)が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られている体制が確保されていること。

1. 診療体制

(2) 診療従事者

(2) 専門的ながん医療に携わるコメディカル スタッフの配置

ア <略>

イ <略>

ウ 細胞診専門医との共同作業で実施される細胞診断業務を専門とする臨床検査技師(細胞検査士)が1人以上配置されていることが望ましい。

1. 診療体制

(3) 医療施設

(1) 専門的治療室の設置

(2) 専門的検査室の設置

- ア 病理検査部門が設置されていることが望ましい。
- イ 細胞検査部門が設置されていることが望ましい。

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

<略>

1. 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県の中心的ながん診療機能を担い、下記の機能を有すること。
 - (1) 主に地域がん診療連携拠点病院で専門的ながん医療を行う医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師等を対象とした研修を実施すること。